

4. 治水施設の現況把握

本市における治水施設として、①国・県管理河川、②市管理河川、土地改良区管理水路、③下水管渠（雨水）、④雨水流出抑制施設の現状について以降に示す。（図 7 河川水路位置図、図 8 雨水流出抑制施設位置図参照）

①国・県管理河川

【木曾川流域】

一級河川木曾川は、木曾川水系河川整備計画において戦後最大洪水となる昭和 58 年（1983 年）9 月洪水と同規模の洪水が発生しても安全に流下させることを目標とし、概ね 30 年間で堤防整備等を実施している。

参考：木曾川水系河川整備計画（国）平成 20 年策定

URL: <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/>

【新川流域】

■現状と課題

都市化の進展が著しく、従来の河川及び下水道整備のみで浸水被害の防止に対応することは困難であり、河川・下水道の治水施設を効果的に整備するとともに、調節池等による流出抑制施設の整備を推進していく必要がある。

新川本川は河道が整備されたが、支川となる五条川、青木川、縁葉川においては整備途上であるため、整備の促進が必要になっている。

■河川整備の目標

新川圏域河川整備計画において五条川の青木川合流点より下流については、概ね 30 年に 1 回程度、それ以外の区間においては、概ね 10 年に 1 回程度発生すると予想される降雨による洪水を安全に流下させることを目標とし、計画期間は平成 19 年より概ね 30 年間としている。

参考：新川圏域河川整備計画（県）平成 19 年策定

URL: <http://www.aichi-river.jp/i10-R1.htm>

【日光川流域】

■現状と課題

日光川本川を中心に下流から改修を進めているが、日光川上流、光堂川など流下能力不足の区間が多く残されており、河道の流下能力不足の解消が必要となっている。また、1 号、2 号放水路等の洪水調節施設（図 15 一宮市総合治水計画マップ参照）の整備が必要となっている。

流域では、今後の開発による著しい治水安全度の低下を防ぐため、流域市町村と連携し、農地の保全、開発抑制に努める必要がある。

■河川整備の目標

二級河川日光川水系河川整備計画において日光川の野府川合流点より下流区間については、概ね 10 年に 1 回程度、それより上流区間およびその他の支川（野府川、光堂川、領内川）については、概ね 5 年に 1 回程度発生すると予想される降雨による洪水を安全に流下させることを目標とし、計画期間は概ね 30 年間としている。

参考：二級河川日光川水系河川整備計画（県） 平成 23 年策定

URL: <http://www.aichi-river.jp/i18-R1.htm>

②市管理河川、土地改良区管理水路

地域の主要な排水施設として、縁葉川、光堂川など 38 河川（総延長約 58km）を準用河川として指定しており、そのうち約 60%の約 32km が各河川の既往計画（暫定計画、農地基準による計画も含める）により改修済みとなっている（既往計画の存在しないものは未改修扱いとした）。また、土地改良区管理水路など用排水兼用の機能を持った水路も多く存在する。

これら河川・水路については、浸水の防止と軽減を図るため改修事業等を推進してきた。しかしながら、改修済みであっても一部の河川・水路については、既往計画を立案する際の諸条件（計画の対象とする降雨、許容する湛水についての考え方など）の相違により、本市総合治水計画の目標とする 5 年確率降雨に対応できる治水安全度を確保できていないものが存在する。

③下水管渠（雨水）

市街化区域ならびにその周辺地区 4,163ha を対象とした公共下水道基本計画（雨水）を策定（旧一宮市、旧木曾川町は 5 年確率降雨対応、旧尾西市は 10 年確率降雨対応）している。

二級河川日光川水系河川整備計画が公表されて間もないこともあり、現段階では対策メニューを検討中の地区も存在する。

④雨水流出抑制施設

東海豪雨の発生を契機に流域対策の重要性が再認識され、小中学校のグラウンドなどを活用した貯留施設、土地区画整理事業による調整池、下水道の管内貯留、公園広場を利用した貯留施設などの整備を、関係部局と連携しながらより一層進めている。

また、平成 24 年 3 月末時点で、『一宮市雨水貯留浸透施設設置補助制度』により 718 箇所、『特定都市河川浸水被害対策法^{※4}』に基づき 151 箇所に雨水流出抑制施設を設置しており、官民一体となった対策を推進している。

※4 特定都市河川浸水被害対策法

愛知県では、新川流域を「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき特定都市河川流域に指定し、平成18年1月1日から施行している。これにより、新川流域における500m²以上の雨水浸透阻害行為は許可が必要となり、許可にあたっては技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となっている。

- 市境
- 流域界
- 県管理河川
- 準用河川
- 農業用排水路
- 土地改良区管理水路
- 合流式下水道区域
- 分流式（雨水）下水道区域
- 高速道路
- 国道
- 鉄道

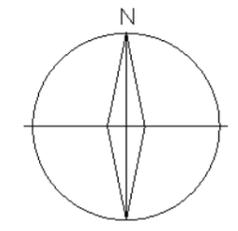


図7 河川水路位置図

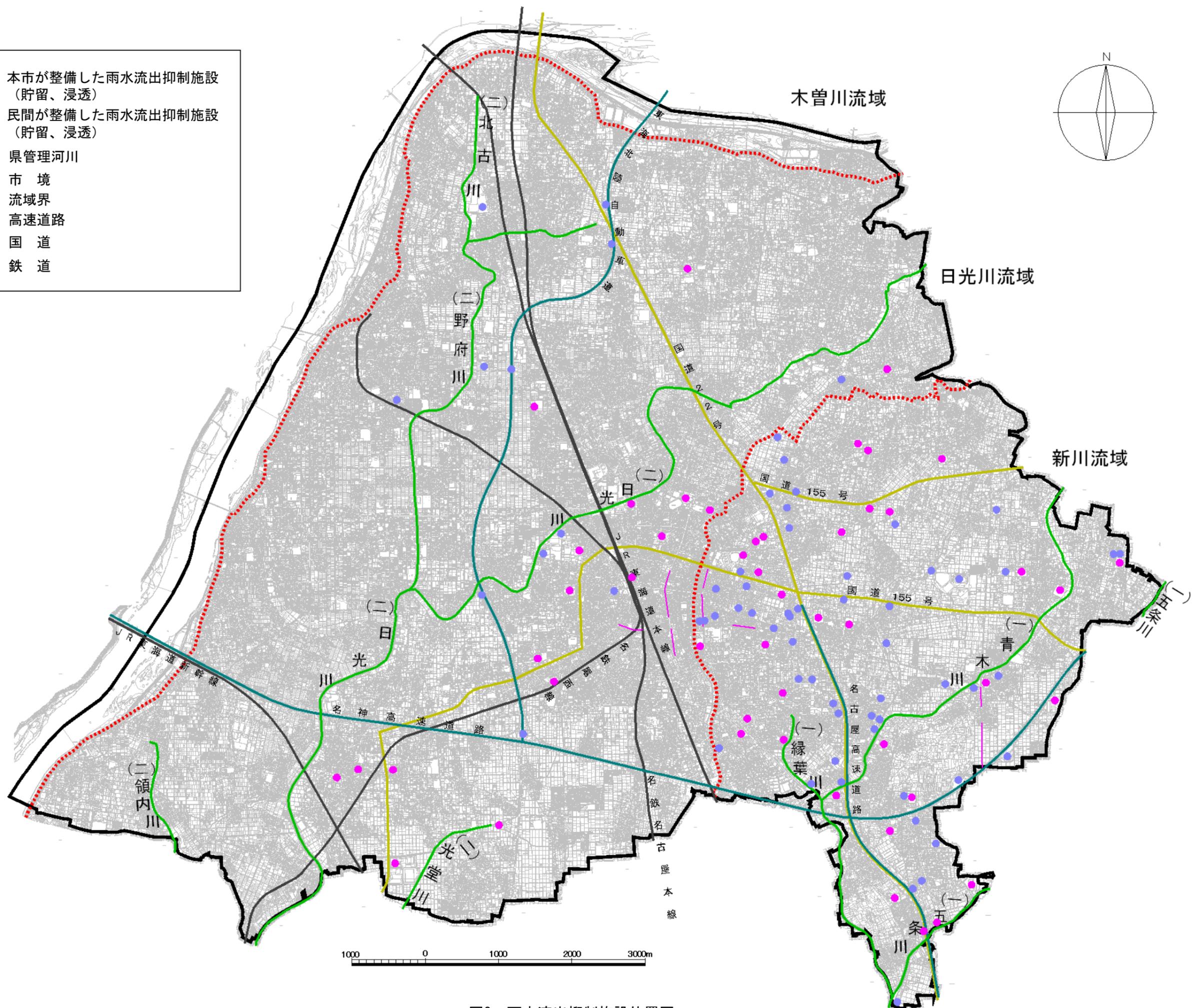
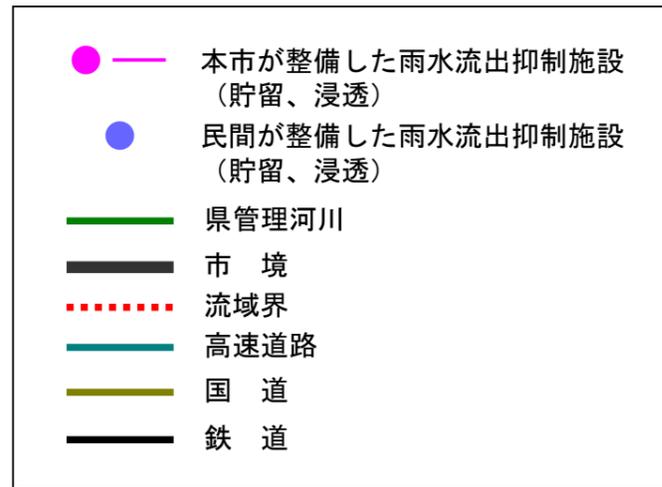


図8 雨水流出抑制施設位置図